

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 　　こども家庭課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 26 年法律第 45 号		
不利益処分の種類	社会福祉事業経営者の制限等	根拠条項	第 72 条第 3 項		
処分基準	<p>許可を受けずして第 1 種社会福祉事業又は第 2 種社会福祉事業を経営する者に対して、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができるのは、社会福祉法第 7 2 条第 3 項に規定する次の事由による。</p> <p>1 当該経営者が、その事業に関し不当に営利を図っていること。</p> <p>2 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたとき</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 こども家庭課	交付機関 こども家庭課	目次 No.